

【関東信越厚生局長への届出事項に関する事項】

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

令和 7 年 4 月 1 日現在

基本診療料

- ◎精神病棟入院基本料 15 対 1
- ◎精神科地域移行実施加算
- ◎患者サポート体制充実加算
- ◎精神科身体合併症管理加算
- ◎精神科応急入院施設管理加算
- ◎精神科病棟入院時医学管理加算
- ◎看護補助加算
- ◎看護配置加算

特掲診療料

- ◎抗精神病特定薬剤治療指導管理料
(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)
- ◎薬剤管理指導料
- ◎精神科作業療法
- ◎精神科デイ・ケア「小規模なもの」
- ◎医療保護入院等診療料
- ◎CT 撮影及び MRI 撮影
- ◎クラウン・ブリッジ維持管理料
- ◎CAD/CAM 冠
- ◎ニコチン依存症管理料
- ◎外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- ◎入院ベースアップ評価料 (22)
- ◎医療情報取得加算

明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 30 年 4 月 1 日より、領収書の発行に際し、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方

は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

医療法人社団一秀会 葛飾橋病院
事務部医事課 03-3607-0891（代表）